

公認学生団体の処分に関する標準

区分	非違行為の種類	処分内容の標準
飲酒事故等	(1) 課外活動団体の活動中、団体としての過失（事故防止対策の不備を含む）に起因する飲酒事故が発生したとき	有期活動停止又は嚴重注意
	(2) 上記(1)の場合において、未成年者の飲酒や、飲酒の強要など、悪質性の高い行為を伴うとき	無期限活動停止又は有期活動停止
	(3) 上記(1)の場合において、飲酒事故の結果として、人が死亡し又は重度の後遺症を負ったとき	公認取消又は無期限活動停止
	(4) 上記(2)の場合において、飲酒事故の結果として、人が死亡し又は重度の後遺症を負ったとき	公認取消
	(5) 課外活動団体が、未成年の飲酒、飲酒の強要、一気飲みなど不適切な飲酒行為を行い、その悪質性・危険性が高いと認められたとき	有期活動停止又は嚴重注意
	(6) ある団体が上記(1)から(5)による処分を受けた後、3年以内に、再び上記(1)から(5)のいずれかに該当する行為を行ったとき	公認取消、無期限活動停止又は有期活動停止
交通事故等	(1) 課外活動に際して、課外活動団体としての過失により、人身事故を伴う交通事故が発生したとき	有期活動停止又は嚴重注意
	(2) 課外活動に際して、無免許運転、飲酒運転、暴走運転等などの悪質性の高い交通法規違反が行われたとき	無期限活動停止、有期活動停止又は嚴重注意
	(3) 上記(1)の場合において、交通事故の結果として、人が死亡し又は重度の後遺症を負ったとき	公認取消、無期限活動停止又は有期活動停止
その他	(1) 課外活動団体としての活動に際して、他人に迷惑をかける行為、暴力を振るう行為、生命・身体を危険にさらす行為が行われ、その悪質性が高いと認められるとき	無期限活動停止、有期活動停止又は嚴重注意
	(2) 上記(1)の場合において、その行為の結果として、人が死亡し又は重度な後遺症を負ったとき	公認取消又は無期限活動停止

注1) この標準は処分の目安を示すもので有り、処分の対象や、処分の内容を、上記に限定するものではない。

2) 処分の決定においては、迅速かつ適切な救護措置(救急車の依頼を含む)が行われたかどうかを特に重視する。

3) 有期活動停止とは、「6月以内の期限を付して命じる活動停止」のことをいう。

4) 団体が自主的にその活動を謹慎した場合には、当該謹慎期間を有期活動停止の期間に算入することができる。

5) 有期活動停止又は無期限活動停止の処分を言い渡す場合には、対外試合への出場停止や課外活動施設の使用の停止等など、停止すべき活動の内容を特定することができる。